

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

社会福祉法人慈徳会では、介護職員等の処遇改善のため「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得し、賃金改善に努めています。

当該加算を取得するための職場環境等要件について、当法人における具体的な取り組みを下記のとおり公表します。

### 【職場環境等要件について】

区分	内 容
入職促進に向けた取組	○法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ○研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	○有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	○介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ○短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	○タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ○5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

### 【見える化要件について】

- ① 介護サービスの情報公表制度の活用
- ② 具体的な取り組みについて当法人のホームページへ掲載